

自動販売機設置事業者募集要項

大阪府立たまがわ高等支援学校（以下「学校」という。）が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

所在地（住居表示）	設置場所	設置面積	台数	最低使用料（年額・税抜）	位置
東大阪市稻葉 2-3-25	大阪府立たまがわ高等支援学校 体育研修センター 1 階東側通路 (屋外設置)	0.5 m ² 以上 1.0 m ² 未満	1 台	17,300 円	別図

※設置面積には、使用済容器の回収ボックスを含みません。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ⑥ 破産者で復権を得ない者

(2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑧までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。

- ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

- ⑦ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑧ 公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること(該当についてのみ)。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日の5か年とします。

② 使用料

学校が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

年額使用料の額は、応募価格(税抜額)とします。

③ 使用料の納入

使用料は、年度ごとに大阪府(大阪府教育委員会教育長)の発する納入通知書により、使用開始前又は年度開始前の大阪府(大阪府教育委員会教育長)が指定する期限までに当該年度分を全額納入してください。

④ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とします。

なお、毎月の光熱水費使用料の計算は次の【光熱水費使用料計算式】のとおりとし、大阪府(大阪府教育委員会教育長)が指定する期限までに全額納入してください。

【光熱水費使用料計算式】

子メーターが接続する親メーターにより学校が支払う月額電力料金×（子メーターの表示する月間使用電力量（kW）÷当該親メーターの表示する月間使用電力量（kW））

なお、学校が支払う月額料金には、消費税及び地方消費税を含みます。

また、設置事業者が支払う光熱水費に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

⑤ 設置方法等

自動販売機は、設置位置図に示した場所に、指定した外形寸法を超えないものを設置してください。また、JIS規格自動販売機据付基準（JIS B 8562-1996）、自動販売機据付基準及び日本自動販売システム機械工業会発行「自動販売機据付基準」に従い、原則として床面へのアンカーボルト固定を行うものとします。設置を行う際は、事前に固定方法及び使用する固定金具（アンカーボルトを含む）について学校の承認を受けてください。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料及び光熱水費等の費用を期限までに確実に納付すること。
- ② 使用期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、学校の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は、水、お茶、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。
- ⑥ 販売金額は原則下記のとおりとする。ただし、下記によらない場合は、事前に学校と協議すること。

販売品目	販売金額	販売品目	販売金額
ミネラルウォーター	120円以下等	小PETコーヒー類	140円以下等
缶コーヒー	120円以下等	お茶 PETボトル (500ml程度)	130円以下等
缶商品（ジュース・炭酸飲料）	130円以下等	大PETボトル商品	140円以下等
小PETボトル商品	130円以下等		

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、リース等の契約により、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していかなければならないものとします。

その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを学校に提出しなければなりません。

- ② 原則として清涼飲料水の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶、ペットボトル）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・処分及びリサイクルをすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府（大阪府立たまがわ高等支援学校）に請求することができません。

(5) 売り上げ実績等の報告

設置事業者は、許可を受けた自動販売機の設置期間中における売上げ実績（売上額、商品単価別販売数）を毎月に集計し、毎年度末に報告するものとします。

4 参考データ

(1) 勤務する教職員数等

令和7年5月1日現在	
区分	人 数
教職員	98人
生徒	187人

*生徒数には共生推進教室を含む

(2) 令和6年度（2024年4月～2025年3月）の自動販売機の売上等の状況

設置場所	種類	令和6年4月～R7年3月（12か月）		
		売上数	売上額	光熱水費
大阪府立たまがわ高等支援学校 体育研修センター1階東側通路 (屋外設置・1台)	缶・PET	7,539本	805,230円	電気代 42,770円

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合

※確認がとれる書留、宅配便などを利用するようにしてください。

申込受付期間 令和8年1月26日（月）～令和8年2月2日（月）必着

送り先 〒578-0925
東大阪市稻葉2-3-25
大阪府立たまがわ高等支援学校 事務室 宛

持参する場合

申込受付期間 令和8年1月26日（月）～令和8年2月2日（月）

【午前9時00分～正午、午後1時～午後5時】

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 東大阪市稻葉2-3-25
大阪府立たまがわ高等支援学校 事務室

(2) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書（清涼飲料水自動販売機）（学校指定様式）
- ② 誓約書（募集申込事項関係）（学校指定様式）
- ③ 誓約書（暴力団排除条例関係）（学校指定様式）
- ④ 販売品目（学校指定様式）
- ⑤ 2-(3)にかかる許認可等の免許証の写し（該当する場合のみ）

(3) その他

電話、ファックス、メール、インターネットによる受付は行いません。

6 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
 - (2) 選定対象の内、公募物件に対し、学校が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。
- 販売品目の売値等は、審査の対象としません。

(3) くじによる設置事業者の決定

最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。

(4) 設置事業者の決定日及び公表等

設置事業者の決定は、令和8年2月12日（木）の予定です。設置事業者の決定後、応募者に決定金額及び決定した設置事業者名を通知するとともに、学校ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

7 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和8年2月26日（木）までに、次の行政財産使用許可申請提出書類を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》

※提出部数は各1通 学校指定様式等は設置事業者決定後に学校からお渡します。

- ① 行政財産使用許可申請書（学校指定様式）
- ② 設置場所の図面（自動販売機設置予定日時等余白等に記入すること）
- ③ 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力のわかるもの）
- ④ 納税証明書（発行日から3か月以内のもの）
 - ・府税事務所が発行する府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないことの証明
 - ・税務署が発行する消費税及び地方消費税について未納税額のない証明
- ⑤ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
 - <法人の場合>・・・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書及び代表者事項証明書、委任状
 - <個人の場合>・・・印鑑登録証明書（市役所（町村役場）発行のもの）
- ⑥ 自動販売機の管理関係証明書（学校指定様式）
- ⑦ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者（応募者）と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合。

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

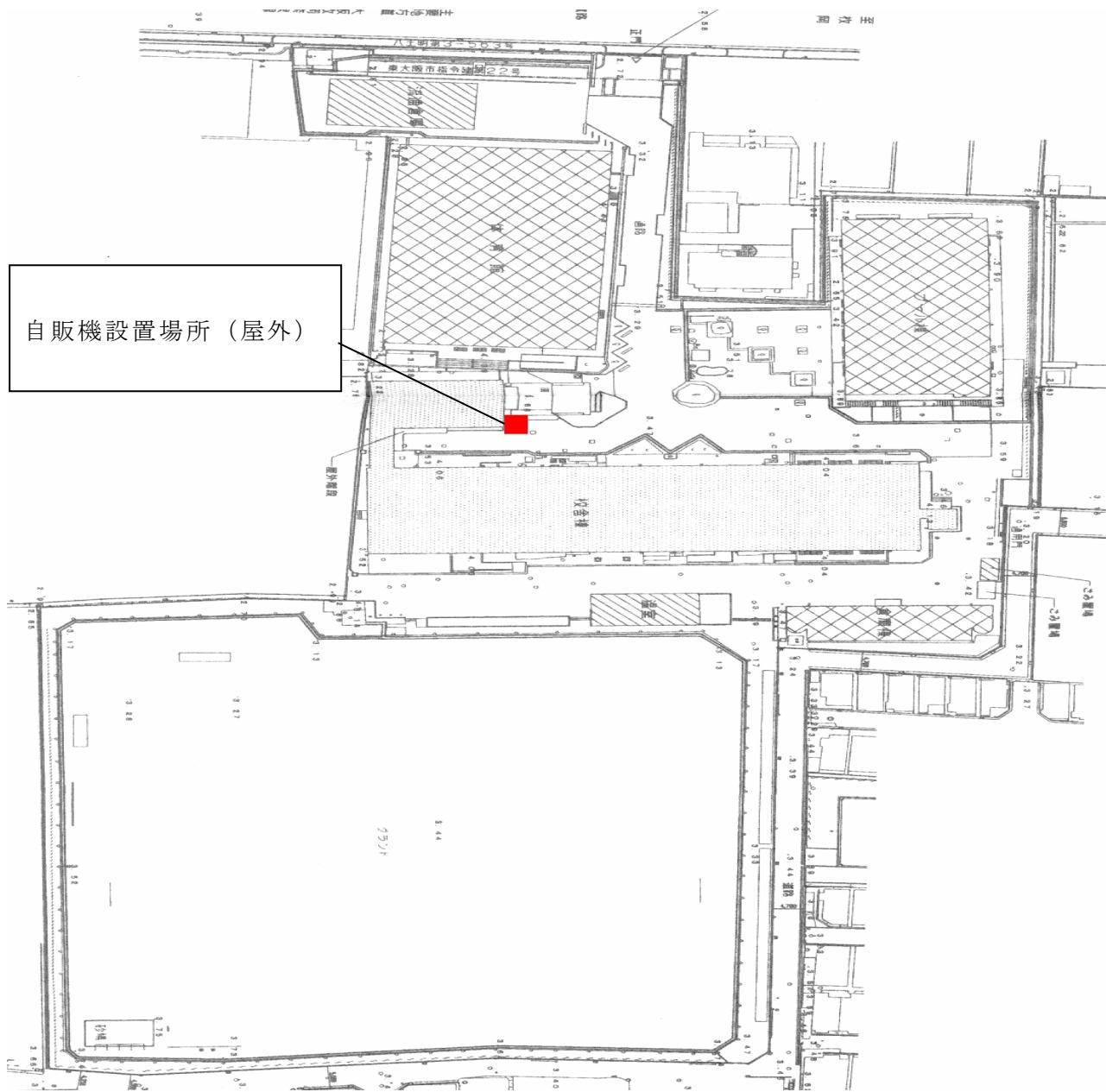
大阪府立たまがわ高等支援学校 事務室 担当 山成

東大阪市稻葉2-3-25

電話 072-961-4730

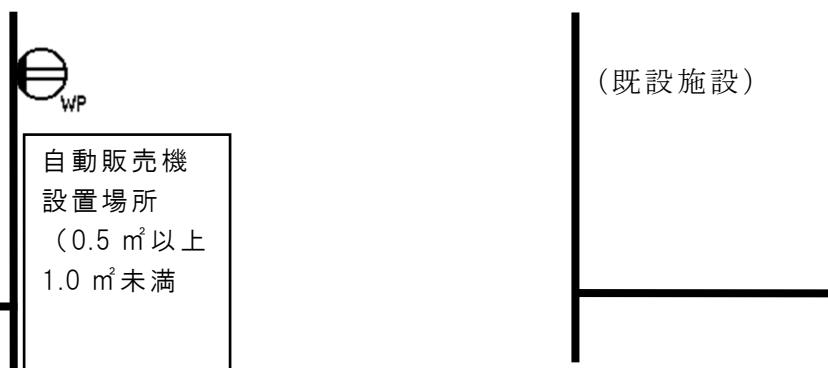
設置位置図

1 平面図



2 詳細図

〈通路〉



<通路>

応募申込書

＜清涼飲料水自動販売機＞

年 月 日

大阪府立たまがわ高等支援学校長様

住所(所在地) 〒

氏 名

法人名

代表者名

(印)

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電話

F A X

大阪府立たまがわ高等支援学校自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 設置希望場所及び提案使用料

設置場所	応募価格(提案使用料・年額)						単位:円
大阪府立たまがわ高等支援学校 体育研修センター1階東側通路 (屋外設置・1台)							0 0

※1:応募価格は、学校が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。

※2:応募価格は、年額(税抜額)とし、百円単位で記入してください。

なお、年額使用料は、応募価格(税抜額)とします。

※3:金額はアラビア数字で記入してください。

※4:初めの数字の頭に¥をいれてください。

2 添付書類

- 誓約書(募集申込事項関係 学校指定様式)
- 誓約書(暴力団排除条例関係 学校指定様式)
- 販売品目(学校指定様式)
- 販売について、法令等、許認可等要する場合は、その免許証の写し

3 その他

※設置希望の自動販売機に関して特記事項があれば記載してください。

[]

誓 約 書

私は、大阪府立たまがわ高等支援学校が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、大阪府立たまがわ高等支援学校自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 大阪府立たまがわ高等支援学校自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、大阪府ホームページ（財産活用課・大阪府立たまがわ高等支援学校）に決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

大阪府立たまがわ高等支援学校長 様

住 所
(所在地)

氏 名
法人名
代表者名

印

誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するもの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府知事 様

年 月 日

申込者

住 所
(所在地)
氏 名
(法人名)
(代表者名)

生年月日

共有予定者

住 所
(所在地)
氏 名
(法人名)
(代表者名)

生年月日

【応募者名（法人名）】

販 売 品 目

(注) 1 この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、販売品目名、規格（内容量）、容器の種類、標準価格（税込額）、売値（税込額）を記載する。

2 容器の種類欄には「缶・PETボトル」のいずれかを記載する。

3 応募者が設置を希望する自動販売機のカタログを必ず添付すること。